

随 意 契 約 に つ い て

公表年月日	令和4年10月11日
所 属 名	市民生活部市民課

契約業者名・住所	茨城県龍ケ崎市中根台四丁目10番地1 タカラビルメン 株式会社
工事の名称	野田市斎場火葬炉設備修繕工事
工事場所	野田市目吹7番地の1
種 別	タイル・れんが・ブロック工事
工事期間	令和4年10月12日から令和5年1月20日まで
契約金額	3,366,000円
工事の概要	火葬業務に支障をきたすことがないように、火葬炉等の劣化や消耗により修繕が必要な箇所について工事を行うもの。 火葬炉一部耐火材修繕（1，2，3号炉） 炉内台車耐火材打替修繕（1，2，3号炉）
随意契約の理由	火葬場という施設の特异性から、日常の運転業務に支障がないよう、工程管理や日程調整などが重要であり、休場日であった友引の日も火葬や告別式を行っているため、工程管理が極めて困難となります。 内申業者は、野田斎場の火葬業務及び火葬炉設備の保守点検を実施し、指定管理者として日常の火葬炉の運転業務や火葬炉設備の常時監視及び設備の維持管理を行っていることから、利用者に支障がない工程管理が可能であり、修繕箇所についても熟知しており、施工後の契約不適合責任も明確になることから、当該業者と随意契約しようとするものです。